

工場立地法における敷地外緑地等に関するガイドライン

令和4年8月30日決裁
会津若松市

本ガイドラインは、工場立地法運用例規集2-2-3②に基づき、本市における敷地外緑地等の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 定義

本ガイドラインにおける用語の定義は、工場立地法（昭和34年法律第24号）で使用する用語の例による。

2 対象工場

本ガイドラインの対象となる工場等（以下「対象工場」という。）は、本市に現に立地している工場等のうち、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 特定工場（新設は除く）、若しくは工場等のうち増改築等により新たに特定工場となるもの。
- (2) 生産施設の面積を増加させるもの。（既存工場のうち、準則計算によって緑地面積率等の適合基準を満たしているものは、スクラップアンドビルドを含む。）
- (3) 工場敷地内に未利用部分が無いこと。

未利用部分とは、生産施設、緑地、環境施設、駐車場、倉庫等に利用されていない部分をいう。

3 敷地外緑地等の要件

本ガイドラインで示す敷地外緑地等とは、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 対象工場の敷地外の土地に整備される相当規模の緑地等により、実質的に緑地等に係る準則が満たされること。
- (2) 敷地外緑地等の整備が、対象工場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものと認められること。

4 敷地外緑地等の形態

- (1) 敷地外緑地等は、次のいずれかに設置されるものであること。

ア 自社所有地

イ 借地

ウ 市が指定する都市公園

- (2) 敷地外緑地等の設置範囲は、工場敷地の外周から2kmの範囲内に当該敷地外緑地等の一部を含むこととし、かつ、本市の区域内に限る。

- (3) 敷地外緑地等の管理方法は、次のとおりとする。

ア 樹木の剪定や除草等が行われ、適切に維持管理がされていること。

イ 市が指定する都市公園に敷地外緑地を設置する場合には、市と設置者が協定を締結し、当該協定に基づき設置者において管理費用相当額を負担すること。なお、管理費用相当額の算出は次のとおりとする。

市が算出した管理費用相当額を単価とし、それに「設置する敷地外緑地等の面積」を乗じた金額

5 「相当規模の緑地等」の試算方法

次の数式により算出された緑地面積率等が、準則で示す「緑地等の面積の敷地面積に対する割合」以上となる場合には、相当規模の緑地等と認めることができる。なお、生産施設面積率の算定には、敷地外緑地等の面積は含めないものとする。

$\text{緑地面積率等} = \frac{\text{工場敷地内の緑地等面積} + \text{敷地外緑地等の面積}}{\text{工場敷地面積} + \text{敷地外緑地等の面積}}$
--

6 手続

- (1) 敷地外緑地等の設置を検討する工場等は、工場立地法の規定による届出前に「敷地外緑地等の設置に関する事前協議書（第1号様式）」を市長に提出すること。
- (2) 敷地外緑地等の設置後、その内容を変更又は廃止する場合は、事前に「敷地外緑地等の設置の変更に関する届出書（第2号様式）」を市長に提出すること。

7 その他

- (1) 敷地外緑地等は、複数の場所に設置することができる。
- (2) 敷地外緑地等の一部又は全部を重複緑地とすることができる。ただし、重複緑地として認められる面積の上限は、工場敷地内の緑地も含む緑地全体の面積の25%以内とする。
- (3) 敷地外緑地等の設置後も、準則第4条に基づく工場等の敷地周辺部に緑地等が配置された状態となるよう最大限努めることとする。
- (4) 敷地外緑地等の設置に当たり、本ガイドラインに基づく手続の他、必要に応じ、別途、他法令に基づく手続等を行うこと。

8 参考

工場立地法運用例規集

（法第4条第1項の規定に適合しない場合の勧告の基準）

2-2-3

法第4条第1項の規定により公表された準則（以下「準則」という。）に適合しない場合は、原則として勧告することができるが、次のような個別的事情が存する場合には当該事情を十分審査の上、勧告しないことができる。

①（省略）

②現に設置されている工場等が生産施設の面積を変更（減少を除く。）する場合において、準則に適合するために必要な緑地又は環境施設（以下「緑地等」という。）を当該工場等の敷地内に確保できない事情があり、当該工場等の敷地外の土地に整備される相当規模の緑地等により実質的に緑地等に係る準則が満たされ、かつ、当該工場等の設置の場所を管轄する市町村長の定める基準に照らし、当該敷地外緑地等の整備が当該工場等の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものと認められる場合。（以下省略）